統計アラカルト

能本の統計情報 平成26年9月26日

県民の皆様に統計を身近に感じていただくためのページです。

毎月1回のペースで色々な統計に関する話題・データを紹介します。



毎月勤労統計調査から見るお金のはなし①

景気と関係の深い賃金。厚生労働省は、平成26年度の最低賃金が全国平均で時給 780 円となり、前年度より16円上昇したと発表しました。引き上げ幅は4年ぶりの大きさでした。

熊本県の最低労働賃金は、13円引き上げられ677円となりました。新しい最低労働賃金は、早ければ 来月1日(10月1日)から適用される予定です。

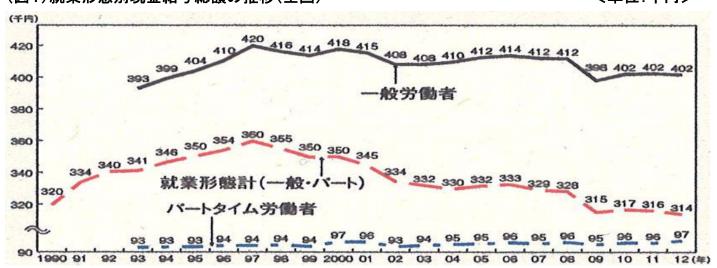
この最低労働賃金の審議機関である厚生労働省の中央最低賃金審議会の審議資料の一つとして「毎 月勤労統計調査」が使われています。そこで、今月と来月は、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)を紹介 していきたいと思います。

図1は、1990年~2014年の20年余りにわたる我が国の現金給与総額(就業形態別)の推移を示したものです。一般労働者(正社員等)の現金支給総額(黒の実線)、一般労働者とパートタイム労働者を併せた就業形態計の現金総支給額(赤の点線)は、共に1997年をピークに減少傾向にあることが分かります。

特に、就業形態計(一般労働者+パートタイム労働者)については、1997年の36万円から2012年の31万4千円に12.8%減少しており、一般労働者(4.3%減少)と比べると大きく減少しています。

(図1)就業形態別現金給与総額の推移(全国)

く単位:千円>



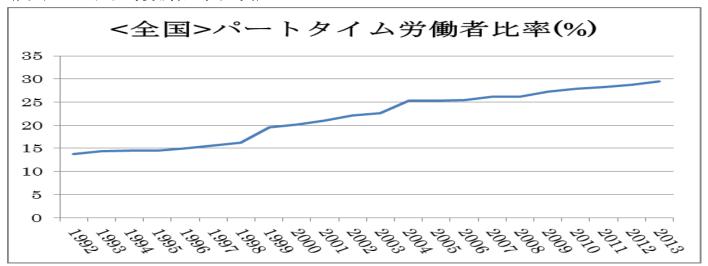
(「毎月勤労統計調査」より厚生労働省作成)

※一般労働者:常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者。

パートタイム労働者:常用労働者のうち、以下①・②のいずれかに該当する者のことをいう。

- ①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者。
- ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働時間より 短い者。

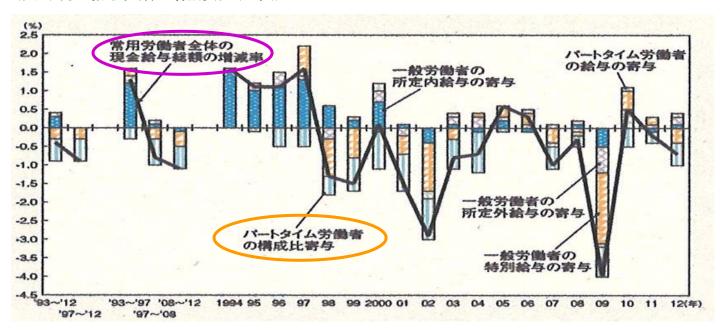
(図2)パートタイム労働者比率(全国)



(「毎月勤労統計調査 全国調査〈年結果〉」より県統計調査課作成)

図2は、全国のパートタイム労働者比率の推移を示したものです。1992年から2013年まで上昇傾向にあり、1992年(13.82%)と比較すると2013年(29.44%)のパートタイム労働者比率は2倍以上増加しています(113%増加)。

(図3)現金給与総額の増減要因(全国)



(「毎月勤労統計調査」より厚生労働省作成)

図3は、現金給与総額の増減を要因分析したものです。これによると、図2で見たようにパートタイム労働者比率が上昇傾向にあるため、「パートタイム労働者の構成比寄与」が「常用労働者全体の現金給与総額」の減少要因として作用する傾向にあることを示していると言えそうです。

熊本県の統計情報は「http://www.pref.kumamoto.jp/site/statistics/ 」をご覧ください。 次回の「統計アラカルト」は、10月31日(金曜日)に掲載予定です。

問合せ先:熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課 総務資料班 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 電話:096-333-2174 / Fax:096-384-7544 / メール:toukeichousa@pref.kumamoto.lg.jp